

## 議案第 50 号

### 物品売買契約の締結について

物品売買について、下記のとおり契約を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年みやき町条例第 39 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 令和 6 年度みやき町移動式排水ポンプ購入事業
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 101,640,000－  
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額¥9,240,000－)
- 4 契約の相手方 住所 佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島 3 9 3 番地 3  
氏名 西部消防株式会社 佐賀営業所  
所長 山口 啓介

令和 6 年 1 1 月 1 日提出

みやき町長 岡 毅

#### 提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年みやき町条例第 39 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

# 物品売買仮契約書

物品の売買に関し、みやき町（以下「甲」という。）と西部消防株式会社佐賀営業所（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

## （売買）

第1条 乙は、別表に掲げる物品（以下「物品」という。）を甲に売り渡し、甲はこれを買受ける。

## （物品の数量等）

第2条 物品の数量、契約金額、履行期限、納入場所等は、別表のとおりとする。

## （検査）

第3条 乙が物品を納入するときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙が物品を納入するときは、乙の立会のもとに検査を行う。

## （代金の支払）

第4条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、売買代金の支払を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

## （取替又は補修）

第5条 納入した物品が、12ヶ月以内に甲の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、甲は乙に対し、その取替え又は補修の要求をすることができる。

2 乙は、甲から前項の要求があったときは、乙の費用で、甲の指定する期日までに取替え又は補修をしなければならない。乙がこれを行わないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙が負担する。

## （納期の延期）

第6条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めるときは、納期の延期をすることができる。

## （契約の解除）

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。

この場合において解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 履行期限に履行を終わる見込みがないと認めるとき。

(2) 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行で

きないと認めたとき。

(3) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。

(協議)

第8条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、甲乙協議の上決定する。

(経過措置)

第9条 この仮契約書は、この契約締結にかかわるみやき町議会の議決を得たときは地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自1通保有する。

令和6年9月30日

甲 住所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

氏名 みやき町長 岡 毅

乙 住所 佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島393番地3

氏名 西部消防株式会社 佐賀営業所  
所 長 山口 啓介

## 別 表

物 品 名	令和6年度みやき町移動式排水ポンプ
数 量	2台
契 約 金 額	¥101,640,000-
	うち取引に係る消費税額及び地方消費税額¥9,240,000-
履 行 期 限	自 議会の議決を得た日から
	至 令和7年3月28日
納 入 場 所	みやき町庁舎 防災センター
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上

令和6年度

みやき町移動式排水ポンプ購入事業

仕様書

みやき町防災安全課

(目的)

第1条 この仕様書は、みやき町が移動式排水ポンプを購入するにあたり、必要な事項について定める。

(条件)

第2条 納入製品はすべて新規製品とし、次に定める性能、諸元、各部構造その他を満たし操縦性能が良好であって、かつ十分な耐久性があるものとする。

(物品および数量)

第3条 物品および数量については、次のとおりとする。

(1) 品目 移動式排水ポンプ

移動式排水ポンプは、水中ポンプ、油圧ポンプ、油圧ホース、作動油タンク、専用ディーゼルエンジン及び操作装置で構成され、専用ディーゼルエンジンで発生させた油圧により水中ポンプを駆動することで単独で送水可能なユニットとし、台風や豪雨による浸水被害現場等において応急排水作業等に使用する。

(2) 数量 2台

(性能・構造等)

第4条 1台当たりの排水ポンプの性能や構造等については、次のとおりとする。

(1) 性能

(ア) 排水量

・ 15 m<sup>3</sup>/分以上 (全揚程 10mにおいて)

(イ) 連続運転時間

・ 240 時間以上に耐えうるもの

(2) 排水装置 (ハイドロサブ 60 (HS60) 同等以上)

(ア) ユニット

・ 油圧 最大 36.5MPa  
・ 重量 1,100 kg以下  
・ 規格 2400 mm×1000 mm×1450 mm (L×W×H) 以下

(イ) エンジン

・ 機関 ディーゼル  
・ 出力 62Kw/2800rpm  
・ 燃料タンク 70L

(ウ) 排水ポンプ

・ 能力 15 m<sup>3</sup>/分以上 (全揚程 10mにおいて)  
・ 形式 水中ポンプ  
・ 口径 250 mm  
・ 重量 100 kg以下  
・ 付属品 油圧ホース 10m 2本 (高圧・低圧 各1本)

(エ) 油圧ホース

- ・長さ 30m以上
- ・巻取り 電動式

(オ) 主要部材質

- ・ケーシング アルミニウム合金
- ・羽根車 アルミニウム合金
- ・フレーム ステンレス鋼

(カ) 構造等

- ・排水ポンプは、フロート取付状態で格納・使用ができること。
- ・排水ポンプは、運搬作業を考慮し、クレーンで吊ることができる構造であること。
- ・油圧ホースは、高圧及び低圧の2本とする。
- ・油圧ホースは電動巻取方式とするとともに、円滑かつ安全にホース延長操作ができること。
- ・水位低下による排水ポンプの空運転を検出した際、自動でポンプを停止させられること。
- ・油圧ホースは取り外しが容易にできるようワンタッチ式の差込コネクター付きとする。
- ・排水ポンプは、汚泥の侵入に耐うる構造とし海水の使用も可能なものであること。
- ・排水ポンプは回収時に油圧ホース及び排水ホースにて引上げ可能な強度を有すること。引き上げ時に壁面と干渉することがないように底面は車輪付き曲面構造とすること。排水ポンプの底部はワンタッチで工具を使わずに取り外しができる構造とし、より低い水位でも排水できる低水位用の保護枠に交換できること。
- ・ユニットから DC 24V 及び AC100V の電源供給が可能なこと。
- ・ユニットをクレーン等で移動できるよう上部4か所に吊り上げ用アイボルトを設けること。
- ・油圧ホースから排水ポンプを取り外すことにより、将来必要に応じて遠距離送水用のレギュラーポンプもしくは狭所での排水が可能なマンホールポンプに交換できる構造とすること。
- ・側面パネルを全開せずにメインスイッチが操作できるよう、メインスイッチ部分に小型の開閉扉を設けること。

(キ) 操作パネル

- ・排水ポンプ及びユニットを操作するパネルを設けること。
- ・操作はランプ点滅ガイダンスにより、エンジン始動、回転数操作（圧力操作）が容易に行える仕様とすること。
  - ・形式 MD4（屋内防雨型）
  - ・盤面装備品

・システム起動スイッチ	1個
・増圧・減圧スイッチ（始動・停止）	各1個
・非常停止ボタン	1個
・油圧ホース電動巻取りボタン	1個
・作業灯・回転灯 ON/OFF 切替えスイッチ	1式

(ケ) 付属品

・水中ポンプフロート	排水ポンプ1台につき	1個
・油圧ホースバンド	排水ポンプ1台につき	1組
・圧抜き工具	ユニット1台につき	1個
・水抜きドレン開閉ソケット	ユニット1台につき	1個
・コネクトホース接続用レンチ	ユニット1台につき	1本
・ホースリペアキット	ユニット1台につき	1個
・予備ホース（10m）結束バンド		4本
・ユニット上部4点吊り用（ナイロンスリング 1.5t-2m）		4本
・ポンプ引き上げ用PEロープφ12×20m		8本
・ユニット（トラック積載時）固定用ラッシングベルト		4本
・延長用油圧ホース（低圧・高圧）20m		1組
・本体ユニットカバー		2枚

(コ) 大容量排水ホース

・300mm×10m（許容圧0.2MPa以上）	5本 / 1台あたり	合計10本
・300mm×10m（許容圧0.2MPa以上）予備品	2本 / 1台あたり	合計4本
・コネクトホース（250mm金具付き）	1本 / 1台あたり	
・エンドホース	1本 / 1台あたり	

ホース同士の接続においては軽量化をはかり金具を用いない方式とし、ホース付属のバンドにて容易に接続延長可能であること。

(サ) 計器類

・機関回転計	1式
・機関水温計	1式
・燃料計	1式
・その他必要な計器類	1式

(シ) 塗装及び塗装色

- ・ユニット本体は赤色とする。
- ・みやき町所有と分かるように、本体両面左読みで「みやき町」と明記すること。  
なお、字体及びサイズは、発注者との協議を行うこと。

(検査)

第5条 完了検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに作業装置類の動作等の確認を行い、全般的な機能の検査をする。なお、検査は基本製造メーカー工場内にて実施し、検査に要する器具、人員等は受注者にて準備するものとする。

また、ポンプ性能試験においては、製造メーカー敷地内での検査とする。

(保証)

第6条 納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、制作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

(提出図書)

第7条 承諾図書及び完成図書で提出する図書は、JISのA4版とし、製図寸法はミリメートル単位とする。

2 提出する図書に使用する言語は、日本語とする。

3 提出図書については次のとおりとする。なお、完成図書については承諾図書の内容を含むものとし、納入時に提出するものとする。

(1) 承諾図書 2部

- ・製作仕様書
- ・盤外形図(操作盤図)
- ・盤内設置図
- ・単線結線図(電気配線図)
- ・運転操作制御システム構成図
- ・付属品一覧表
- ・予備品一覧表
- ・塗装図(デザイン図)
- ・工程表
- ・その他必要なもの

(2) 完成図書 3部

- ・承諾図書
- ・排水ポンプ社内検査性能曲線図(排水ポンプQH関係資料)
- ・各機器試験成績表
- ・取扱説明書
- ・部品表
- ・その他必要なもの

4 承諾図書は、制作前及び契約日より 30 日以内に提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

(納入)

第 8 条 納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

(1) 納入場所 みやき町庁舎防災センター

(2) 納入期限 令和 7 年 3 月 28 日 (金) まで

(同等品等)

第 9 条 仕様の中に参考品として示しているもの (ハイドロサブ 60 : HS60) 以外を納入する際は令和 6 年 9 月 18 日 (水) までに、カタログ等持参の上、みやき町防災安全課で承認した者のみ可能とする。

(疑義)

第 10 条 本仕様書に明示していない事項で疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議の上、決定する。